

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2022年7月20日	
【会社名】	株式会社博報堂DYホールディングス	
【英訳名】	HAKUHODO DY HOLDINGS INCORPORATED	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水島 正幸	
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号	
【電話番号】	03(6441)6270	
【事務連絡者氏名】	グループ経理財務局長 平田 智	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号	
【電話番号】	03(6441)6270	
【事務連絡者氏名】	グループ経理財務局長 平田 智	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	291,780,144円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	225,139株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2017年5月19日開催の当社取締役会において、株主の皆様とのより一層の価値共有及び当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、2017年6月29日開催の当社第14期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役(社外取締役を除く)について年額200百万円以内として設定すること及び取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数550,000株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とすることにつき、ご承認をいただいております。

本有価証券届出書の対象とした募集は、本制度を踏まえ、2022年7月20日開催の当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の処分は、本制度に基づき、当社の第20期事業年度(2022年4月1日～2023年3月31日)並びに当社子会社である株式会社博報堂の第144期事業年度(2022年4月1日～2023年3月31日)及び株式会社博報堂D Yメディアパートナーズの第20期事業年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役5名(社外取締役を除きます。)及び執行役員5名並びに当社子会社の取締役8名及び執行役員22名(以下、「割当対象者」といいます。)に対して支給された金銭報酬債権291,780,144円を現物出資財産として給付させることにより行われるものです。また、当社は、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。当該金銭報酬債権の額は、各割当対象者の役位に応じた報酬をベースに決定した金銭報酬債権額の総和です。また、譲渡制限期間については、取締役・執行役員として在任している期間を通じて、業績及び企業価値向上のインセンティブとして機能し、株主の皆様との価値意識の共有を推進し、その効果を持続させるため、30年間としております。

譲渡制限期間

2022年8月8日～2052年8月7日

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)において、割当対象者は、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」といいます。)を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものとしたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」といいます。)において下記 の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、期間満了時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除するものとしたします。なお、譲渡制限を解除する本割当株式の数は、当該退任の時点において当該割当対象者が保有する本割当株式の数に、当該割当対象者の本割当株式の払込期日から当該退任の時点までの役務提供の月数(1カ月に満たない期間は切り上げるものとする)を本割当株式が対象としている役務提供期間の月数で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。)としたします。

株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式のうち、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は上記の定めに基づき当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものいたします。

払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2022年7月19日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,296円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	225,139株	291,780,144円	
一般募集			
計(総発行株式)	225,139株	291,780,144円	

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式(注)1.募集の目的及び理由」に記載の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第20期事業年度(2022年4月1日～2023年3月31日)並びに当社子会社である株式会社博報堂の第144期事業年度(2022年4月1日～2023年3月31日)及び株式会社博報堂DYメディアパートナーズの第20期事業年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として当社又は当社子会社より支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額
当社の取締役：5名()	43,290株	56,103,840円
当社の執行役員：5名	25,582株	33,154,272円
当社子会社の取締役：8名	50,236株	65,105,856円
当社子会社の執行役員：22名	106,031株	137,416,176円

社外取締役を除きます。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,296		1株	2022年8月5日～ 2022年8月7日		2022年8月8日

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式(注)1.募集の目的及び理由」に記載の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4. 本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第20期事業年度(2022年4月1日～2023年3月31日)並びに当社子会社である株式会社博報堂の第144期事業年度(2022年4月1日～2023年3月31日)及び株式会社博報堂DYメディアパートナーズの第20期事業年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社博報堂DYホールディングス 本店	東京都港区赤坂五丁目3番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	150,000	

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

当社は、2017年5月19日開催の当社取締役会において、株主の皆様とのより一層の価値共有及び当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、本制度を導入することを決議し、また、2017年6月29日開催の当社第14期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役(社外取締役を除く)について年額200百万円以内として設定すること及び取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数550,000株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とすることにつき、ご承認をいただいております。

上記ご承認を受けて、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額はありませぬ。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第19期(自2021年4月1日 至2022年3月31日) 2022年6月29日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2022年7月20日)までに、以下の書類を提出しております。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2022年7月4日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2022年7月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2022年7月20日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社博報堂DYホールディングス 本店

(東京都港区赤坂五丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。